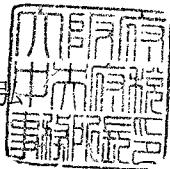


平成30年9月6日

自治労大阪府職員労働組合  
税務支部中央分会  
分会長 浪江達也様

大阪府中央府税事務所長 西田昌弘



回 答 書

2018年8月16日に提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項		回 答 事 項	
1	当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。	1	良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2	労働安全衛生の観点から以下について要求する。 ・休憩時間の窓口対応等を行った場合等の「休憩場所」を男女ともに拡充するとともに、別途休憩場所が確保できない場合は、各更衣室内で「休憩できる」状況を休養設備も含め確保すること。また女子更衣室内に手洗い場の新設を行うなど拡充を図ること。 ・熱中症対策や食中毒防止等の観点から、各階の設備等を点検するとともに、必要な拡充を図ること。 ・各階フロアカーペットの損傷個所については、点検のうえ、補修（張替）を行うこと。	2	・休憩場所の拡充及び手洗い場の新設は困難ですが、各更衣室においてソファーの設置等により休憩できる状況の確保に努めてまいりたい。 ・各階の衛生設備等の十分な点検に努めてまいりたい。 ・フロアカーペットの損傷については、発生の都度対応してまいりたい。
3	全トイレの便器を洋式化すること。またトイレ内手洗いについては温冷切り替え可能式にすること。 またセンサー方式となっていないトイレの照明スイッチをセンサー方式へ切り替えること。	3	要求の趣旨については、関係先に伝えてまいりたい。
4	執務室の空調・換気・照明・臭気等については、日常的に点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。 また執務室内の適温循環のため、全フロアに空気を循環させるサーキュレーターを設置すること。また7階にハイポジション扇風機の追加配置をおこなうこと。	4	執務室の空気環境、照度については、定期的な測定を実施しており、いずれも適正の結果が出ております。また、冷暖房運転については、今後とも職員の健康管理に留意し適切な運用に努めてまいりたい。 空気を循環させる機器の設置については、予算の範囲内で必要に応じ対応してまいりたい。
5	高温化抑制とプライバシー保護のため、6階&7階の西エレベータホールの窓にブライアンド等を設置すること。	5	要求の趣旨については、関係先に伝えてまいりたい。

6	一般定期健康診断・特別健康診断（女性検診・人間ドック・VDT作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。	6	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
7	職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病対策・メンタルヘルス対策・インフルエンザ等の感染予防対策を強化すること。	7	当所安全衛生委員会において検討し、所属としての対策を講じるとともに、要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
8	庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場（業務）環境の安全を図ること。また更新時には、安全対策の一環として「リアビューモニター」の設置等、事故防止対策を講じること。	8	庁用自動車等については、定期的に点検整備を実施しております。 「リアビューモニター」の設置につきましては、要求の趣旨について、税政課に伝えてまいりたい。
9	受動喫煙防止措置の徹底を図るため、健康増進法の趣旨及び福祉のまちづくり条例誘導基準に基づく分煙空間設備を新別館近くに増設すること。	9	要求の趣旨については、関係先に伝えてまいりたい。
10	税務手当について調整額に移行し、税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。	10	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。